慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	学問としての行刑学 : その体系化の試みと問題点
Sub Title	Strafvollzugskunde als Wissenschaft Versuch ihrer Systematisierung und deren Aufgaben
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.3 (1971. 3) ,p.61- 88
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	津田・ 宮崎・ 伊藤教授退職記念論文集 第一部法律学関係
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710315-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学問としての行刑学

―その体系化の試みと問題点――

宮沢浩一

一、問題の所在

ここにいう「行刑学」とは、犯罪人処遇を学問対象とする研究分野に対して、便宜的につけた名称である。[1] 行「刑」というと、「刑罰」を執行する実務[2]をいうという具合に、狭く解されるおそれがあるが、私としては、本稿に用いる「行刑学」の対象には、単に刑罰のみならず、刑法典に規定せられるべき「改善・保安処分」、今日、我が国でよびならわされている、いわゆる「保安処分」[3]、さらには、少年法の持つ「保護処分」の一つである「少年院」における処遇をも含めて考えたいと思つている。そういうことになると、最近、用いられている「犯罪者処遇」に関する学問ということになる。[4] 「犯罪者処遇法学」という名称も考えてみたが、やめた。「犯罪者処遇法学」というと、「法学」という文字からの印象によつて、処遇の法的関係を規範的に研究する学問というニューアンスが強くなりすぎるからである。私としては、「犯罪者の処遇方法」に関する学問の面をも含めた綜合的な科学に対する「綜合名称」を選びたいのである。[5] ここで、「行刑学」というのは、要する

に、右に述べた多くの論点をカバーする「学問」という意味である。

ところで、このような研究は、従来、ほとんど実務家[6]乃至は実務の経験者の手にもつぱらゆだねられてきた[7]といつても過言ではない。[8]本稿にいう「行刑」に対して、通常用いられている「矯正」という用語[9]の妥当する分野は、たしかに余りにも特殊的な社会の出来事を対象としている。「矯正」が実施されている場所は、研究者にとつて簡単に近づける場所ではないので、研究者は、余り好んで研究の対象に選ばず、「矯正」の現実から目をそむけ、きれい事に終始していた。法律家が「行刑」乃至は「矯正」に関心を持つ場合には、多くは、制度論、法律論の域を出なかつた。「犯罪者処遇法」を比較法的に、かつ現代の立法政策上の問題として国際的視野に立つて研究する学者の数[10]は、極めて限られていて、法律学者が「行刑」に向ける関心の多くは、刑罰の本質をめぐる議論の形で、いつの間にか、最も「現実性あるテーマ」であつた筈の問題を「制度としての刑罰」という観念的な問題にすりかえてきた。その結果として、見事な本質論と裏腹の貧困な「行刑」の現実という事実だけが残つた。[11]「行刑」の現実が、人的にも物的にも貧困であるということは、「行刑」の「本質論」にも、実は、はねかえつている。「理屈はそうかも知れないけれど、現実はそうではない」「受刑者に対する一般の感情が、理想論を許さない」「此の現実をふみしめて、我が国の事情に根を下ろした行刑の近代化を考えるべきである」等。「行刑」の現実は、多くの文化国家において、最も遅れた分野であることは事実である。[12]経済的繁栄からとり残された荒地である。文化国家の恥部であるといつてもよかろう。

(1) H. Müller-Dietz, Strafvollzugskunde als Lehrfach und wissenschaftliche Disziplin, 1969, S. 8 f. 本稿は、このミューラー＝ディーツの小冊子に展開されている提案に触発されて生まれたものである。行刑法改正と行刑学の展開に重大な寄与をするものと思われるこの著書を、近く邦訳して発表したいと思つている。

(2) ドイツ語で Strafvollstreckung という場合には、「刑の執行」をいい、行刑という概念にあたるのは、Strafvollzug である。この点について、朝倉京一・監獄法改正における問題点、法律のひろば、一三巻七号二八頁。

(3) 刑罰と並ぶ「処分」に対して、わが国では、「保安処分」という名称が一般化している。しかし、「処分」の基本的思想は、保安ではなくて、「改善」「社会復帰」「治療」でなければならない。この点については、特に、特集・保安処分と不定期刑」、法律時報四二巻二号所収を参照。

(4) 平野竜一・犯罪者処遇法の諸問題、昭和三八年。実質的に、右と同じような内容の著書として、森下忠・刑法改正と刑事政策、昭和三九年、同・刑事政策の新展開、昭和四三年。

(5) 私の考えている「行刑学」のうちの事実学的側面とほぼ同じような傾向が感じられるのは、小川太郎・刑事政策の推移と問題、昭和四五年である。同書六三頁以下(矯正の問題)、一〇二頁以下(監獄破産論)、二〇七頁以下(囚人自治制)、二二四頁以下(集団カウンセリングの実験)など。

(6) 矯正法規の中心である「監獄法」を例にとってみるならば、このことは極めて明瞭である。綿引伸郎・藤平英夫・大川新作・全訂監獄法概論、昭和三〇年。小河滋次郎・監獄法講義、昭和四二年。小野清一郎・朝倉京一・改訂監獄法、昭和四五年。なお、玉井策郎・岩崎秀夫・大川新作・未決拘禁実務提要、昭和三〇年もある。

(7) 言うまでもなく、その第一人者は、正木亮博士である。行刑の分野に関する主著は、新監獄学、昭和二六年、新版昭和四三年であるが、博士の此の分野における業績は、行刑上の諸問題、昭和四年、行刑法、昭和一二年、刑事政策汎論、昭和一三年、行刑法概論、増訂版昭和二四年、刑法と刑事政策、昭和三八年などである。又、最近出た編著のうち、人間の復活、昭和四三年、犯罪と矯正、昭和四四年とともに、獄窓の中の人権、昭和四三年というすぐれた著作がある。博士の研究は、私のいわゆる「行刑法学」に集中している。

小川太郎博士の業績も、勿論、特筆に価する。犯罪と自由刑、昭和二七年、更生保護法、昭和二九年。

(8) 学者の手になる論著としては、牧野英一・刑法における重点の変遷(増訂版)、昭和二三年、刑法における法治国思想の展開、昭和六年、理論刑法と実践刑法、昭和二七年、小野清一郎・刑罰の本質について・その他(増訂版)、昭和四五年、木村亀二・刑事政策の諸問題、昭和八年、同・刑事政策の基礎理論、昭和一七年がある。

最近の業績には、平野竜一・矯正保護法、昭和三八年のほか、平野竜一編・現代法と刑罰(現代法一一巻、昭和四〇年)がある。

(9) 矯正という用語の内容について、森下忠編・刑事政策講義、一三三頁以下(森下忠執筆)参照。

(10) 最近公刊された月刊刑政目次総覧、昭和四五年を見ると、我が国の刑事政策の荷い手は、実務家であるという事実を思い知らされる。

(11) イギリスの作家バーナード・ショウが、「ヨーロッパには、素晴らしい料理があるが、我がイギリスには、世界一のテーブル・マナーがある」と皮肉を言ったそうだが、矯正施設を見学しているとき、よくこの言葉を思い出した。もつとも「監獄法」の内容が、はたして、今日の国際水準からみて、すぐれたものと言えるかどうかは、議論が分れよう。

(12 Strafvollzug in Deutschland. Situation und Reform, hergg. v. Rollmann, 1967, S. 15 f.(本書の書評、宮沢浩一・判例タイムズ一二二一号七二頁以下)。

二　行刑法の改正と「行刑学」

さきに、「行刑」を対象とする学問といつたが、その範囲は極めて広くかつ多様である。「行刑」の概念自体が多様であることの他に、対象へのアプローチの方法も又、多様である。[1]「行刑」には、法律関係として捉えなければならない面があると同時に、その現状に対して経験科学的な検討を加えなければならない面もある。試みに、研究すべきテーマをあげてみるならば、国家の刑罰権の内容とその存在の意義、[2]法制度としての行刑に関する検討、[3]施設のメカニズム、[4]そこで働らく刑務官らの問題性、[5]国家権力の代行者としての刑務官と受刑者との関係、[6]それらの心理学的、社会学的解明、[7]拘禁という状況に置かれている者の心理、[8]被拘禁者集団という特殊な社会集団の構造と、[9]そこに生まれ伝えられている特有の文化、[10]その環境の被拘禁者に及ぼす影響など、[11]「行刑学」の研究対象の広がりは、全く、気の遠くなるような大きさをもつている。わが国では、これまで、極くわずかな社会学者[12]を除き、法律家の関心は、殆んどこれらの分野には向けられていなかつた。心理学や社会学出身者で、「行刑」にたづさわつていた人々に委せつぱなしにしてきたといつてよいであろう。この点は、諸外国、殊に、アメリカの犯罪学との大きな差異であつたといつてよいだろう。

「行刑学」の対象は、行刑実務にタッチしたことのない研究者にとつては、難物であることに間違いはない。外部の者が、極く短時間の見学でうかがい知ろうとするには、「行刑」を動かしているものの多くが、伝統や内規に頼りすぎていることも事実である。しかも、これらは、過去何十年となく続いている「貧困な施設」の制約の下で形成されてきた「規範」である。受刑者に対する影響の面を一つとつてみても、人と人との心の触れ合いを基調とする「行刑」で効果を上げるのには、名人芸的な技術が大きな働らきをしている。しかも、このような一連の接触と影響は、なかなか科学的分析にのりにくい。

「学問の扱う問題というよりは、勘と経験である」という信念に生きているベテランの刑務官は、それでよいであろう。

しかし、社会の変化、社会意識の変動によつて、ベテラン刑務官と新人刑務官との間に、意識のギャップが大きくなつているようである。聖職者である前に、自分に忠実な人間として、自分自身を納得させないような自己犠牲を強いられたがらない若い刑務官を人事管理することは、極めて難かしいようである。[13] 世代のギャップが、連帯意識の稀薄化をもたらすことに対して、最も敏感に反応するのは、実は被拘禁者自身である。

ところで、これらの現実に生起する多くの疑念は、本来ならば、第三者たる研究者の検討を待つている。問題関心をもつて「行刑」の現実に近づいてはじめて、ようやく問題の極く一部がおぼろげながら分つてくるというのが実際であろう。

「行刑」を対象とする学問を、いつまでも「行刑」の実務家に任せておくのは、良くないことである。第一に、実務家は、現実を良く知つているというメリットを持つ反面、どんなに理想に近づこうとしても、実務上、どうにもなるものではないという繰り返えされた挫折の体験から、現実と妥協するというデメリットを持つている。第二に、本来からいえば、行刑にたづさわる人は、理想にもえた人々であり、行刑の現状を打破しようとする熱意に支えられている人々である筈であるが、実際、当事者と話しをして気のつくことは、かなり保守的な、いわゆる応報的な心情の持主の多いことである。日本の行刑を改革し、今日の姿にまで推進してきた、あのかつての先覚者達の努力を継承する人が余りにも少ない。刑務官に対する社会的評価、社会内における地位の低さが、結局は、人々をして小成に甘んじさせ、無理のないように、しかも大過なく過せるようにという消極的態度をとらせる。[14]

それというのも、「行刑」を論ずる者、現状を批判する者が、従来、余りにも高踏な議論に終始し、原理・原則論が主となつている論争の内容が、結局、実務家の役に立たなかつた結果のもたらしたものといつてよい。そこで、「行刑」の実務家は、結局、手のうちを知つている者同志での内輪の討論、現実の許容する範囲内で解決のつきそうなテーマをとりあげる改革に終つていたといつてもよい。

監獄法を頂点とする現行の行刑法規を全体として見た場合、それに基づいて「被拘禁者」に与えられる「処遇内容」の貧困さは一応措くとして、制定された当時は、国際的にみてその内容は必ずしも恥かしいものではなかつた。ドイツなどと比べれば、統一法典としての行刑法（現行監獄法）を持つたことは、形式的な面でいえば、目ざましい進歩であつた。しかし、問題は、その後にある。監獄法の運用ぐらい、法文の枝葉末節にとらわれて、杓子定規の解釈・運用をされてきた法律は少いのではなかろうか。この法律を適用される者が、弱い立場にあることをよいことにして、悪しき意味の法実証主義が支配していたのではないであろうか。勿論、例外はいくつかある。しかし、「被拘禁者」のためを思つて、少しでもプラスになるように、処遇内容を改めようとする人は、「従来通り」を固執する「現場のベテラン」の強い抵抗をはねかえすだけの理論を持つていなければならないということは、実務の第一線でよく聞く言葉である。(15)

『行刑施設』における人的・物的な条件を充実・向上させることが、今日の各国の刑事政策の等しく志向するところであり、スムースな社会復帰をめざす綜合的な政策をいかに「行刑法」の中にとり入れるかに諸国の立法者が頭を悩ませている現状を見ると、現行監獄法を国際的なレベルに引きあげる仕事を能率的・効果的に行なう必要は大きい。

にもかかわらず、わが国の「行刑法改正」は、まだまだ「公の討論」の場に登場して来ない。法務省内での「密室」における検討の段階にとどまつている。(16) それは何故か。一つには、「行刑学」の発達が遅れているからである。「刑法改正」や「少年法改正」は、脚光を浴びているが、「行刑法」の改正は、人目につかないところで、深く静かに潜航しているといつたことで、はたして良いものであろうか。しかも、華やかに取り扱われる諸法規は、いわば「形式」にすぎないのであつて、それによつて「現実の執行」が「近代化」する保障は殆んどない。私達の同胞である「罪を犯した人々」が、一定の期間、市民としての権利を剝奪されて「拘禁」される法的な根拠は、まさに、この蔭の部分にこそある。(17)

本稿で、「行刑学」を科学として確立せしめる必要性を説くに至つたのは、実は、昨年、西ドイツを旅したときに、ザー

ル大学のミューラー＝ディーツ教授と知り合い、新しい行刑学者の動向を知見したこと、[18]一九六七年から一〇回にわたる行刑法改正委員会の議事録を入手したこと、[19]そして、三〇有余年にわたるフライブルク大学の「行刑法研究所」[20]のめざましい成果[21]を次々に入手したことなどの個人的経験、かねてから蓄積していた資料と研究生活に入る直前から折にふれて訪ね歩いた日本や外国の刑事施設見学によつて累積していた体験などを、そろそろ融合し、発酵させる時期がきたと考えたからである。

行刑法改正について、ここ数年間に、西ドイツで発表された論稿は、極めて多数であるが、[22]これは、ハンブルク大学とフライブルク大学という二つの核から出ている。考えてみれば、西ドイツのように、現実の行刑が、各州の自治権に大幅に譲られていて、その施設の近代化にバラつきのある国で、統一法典を近代的なものにしようとする努力が、[23]行刑法をめぐる議論を国際的なレベルへと一ぺんに引き上げたというのは、我が国の現状と比較し、大へん興味のある事実である。しかし、これというのも、クローネの他に、v・リストとリープマンから出て、ラートブルフ、フロイデンタール、クリークスマン、ミッテルマイヤー、エベルハルト・シュミット、エーリク・ヴォルフ、ジーファーツ、ヴュルテンベルガー、ペータースといつた人脈をへて、シューラー＝シュプリンゴルム、ミューラー＝ディーツ、ティーデマン、シュナイダーに連なる、ドイツ行刑学研究者の層の厚さに起因するところが大きい。[24]

本稿は、筆者の能力とその蒐集した資料の関係で、さし当つての考察を西ドイツに限定し、西ドイツの学者も行刑学の近代化に当り参照しているアメリカの文献をも概観して、学問としての行刑学の展開のための目標と方法とを素描しようとするものである。

(1) Müller-Dietz, Methoden und Ziele der heutigen Strafvollzugswissenschaft, ZStrW. Bd. 79, 1967. S. 515 ff. は、ドイツ及びアメリカの行刑学の問題領域を詳細に検討している。Criminology (Kriminologie) と Penology (Pönologie) の意味・内容の歴史的展開過程について、右のほか、特に、ドイツにおける沿革は、Müller-Dietz, op. cit. (Strafvollzugskunde), S. 5 ff. に見られる。

(2) この点について、詳しくは、Müller-Dietz, Strafbegriff und Strafrechtspflege, 1968. S. 13 ff. を見よ。なお、Preiser, Das Recht zu strafen. in: Festschrift für Mezger, 1954. S. 71 ff., Schmidhäuser, Vom Sinn der Strafe, 1963. 2. Aufl. 1970. をも参照。

(3) Calliess, Strafvollzug. Institution im Wandel, 1970.

(4) Graul, Strafvollzugsbau einst und heute. 1965.

(5) Krebs, Der Strafvollzugsbedienstete, in: Strafvollzug in Deutschland, op. cit., S. 199 ff., Däumling, Die psychologische Situation der Aufsichtsbeamten im Justizvollzug des Landes Nordrhein-Westfalen 1969, in: Selbstbild und Fremdbild der Aufsichtsbeamten im Strafvollzug. 1970, S. 3 ff.

(6) この点について、特に、Calliess, op. cit., S. 62 ff. を参照。

(7) この点についての詳細な研究は、Waldmann, Zielkonflikte in einer Strafanstalt, 1968. bes. S. 57 ff. である。

(8) サイクス・長谷川永・岩井敬介・囚人社会、一九六四年（原著は、Sykes, The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison, 1958）

(9) Cressey (ed.), The Prison: Studies in Institutional Organization and Change, 1961, Johnston, Savitz, Wolfgang, The Sociology of Punishment and Correction, 1962. 2nd. ed. 1970.

(10) この点につき、Harbordt, Die Subkultur des Gefängnisses. Eine Soziologische Studie zur Resozialisierung, 1967.（詳細な文献目録あり）参照。

(11) Waldmann, op. cit., S. 115 ff. は刑務所内生活の自由のなさ、独立のなさ、所有物のなさ、情緒もなく、快適でない施設、単調さ、孤独さなどの受刑者に及ぼす影響を論じている。

(12) わが国のプリズン・コミュニティー研究の現状について、岩井弘融・犯罪社会学、昭和三九年、特に一三八頁以下、橋本重三郎・矯正施設の社会学的考察、矯正論集、昭和四三年、九一一頁以下を見よ（文献あり）。

(13) 例えば、刑務作業は、一般社会と同じように四八時間労働の建前である。しかし、自由社会内と異なり、労働する者は、受刑者なのであるから、作業開始前と終了後に三〇分乃至一時間ずつ、刑務官は余計な時間働らかざるをえない。そうであれば、刑務官の労働時間は、一日八時間労働の枠が守られない。年配の刑務官は、これまでやつてきたことであるということで、当り前と受け取るのに対して、新任の刑務官は、勤務時間内に仕事を終えたいという希望を強く持つという。刑務作業の特殊性という点を考慮すれば、四八時間労働の線に固執することの方が、むしろ問題である。作業収益との関係があろうとは思うが、刑務官の労働時間を基準として検討し直す必要がある。
もつとも、現在のような報償金制のときと、賃金制を採用した後とでは、労働時間の長短の持つ意味合いは変つてくる。

(14) 刑務官のイメージに対する実態調査の例として、Posseihl, Zum Image des Aufsichtsbediensteten im Strafvollzug, in: Selbstbild und Fremdbild, op. cit., S. 43 ff. がある。

(15) 例えば、調味料一つとつてみても、塩味かショウ油味かであり、被収容者が卓上で、味の素一つ自由に使用出来ない。少年院の父兄の面会所の椅子なども、予算で認められるものといつたら、固いスティールパイプ製の折り畳式の椅子である。ソファー式のものを入れるためには、所長が外部で講演などをして金を集めて、購入する他には、購入する金がないのである。問題は、大蔵官僚の石頭にあるのかも知れないが、被収容者やその家族に、施設の心構え（つまり、それは国家や社会の姿勢でもある）を示めすのに、お仕着せ以外の配慮をしない事務官の「官僚主義」にも起因していないであろうか。

(16) わが国の法改正の経過について、羽柴健一・監獄法改正作業の概要・法律のひろば、二三巻七号二〇頁以下が比較的詳しい現状報告をしている。そこでは、監獄法改正準備会に提出した問題点が列挙されている。項目だけを見ると、結構であるが、その背後にいかなる討議の集積があつたのかを知ることが出来ない以上、楽観は出来ない。

(17) 罪刑法定主義に実質的な意味を与えるのは、まさに、此の点である。この問題について、宮沢浩一・刑事政策家としてのフロイデンタール㈠、法学研究四三巻九号五三頁以下、特に五五頁参照。

(18) 宮沢浩一・刑政の旅㈠、刑政八一巻五号九頁。

(19) 行刑委員会の活動とその議事録の内容については、宮沢浩一・精神障害者に対する刑事処分について――社会治療処分再説――法学研究四三巻三号九八頁以下。

(20) フライブルクの研究所については、Müller, 10 Jahre „Institut für Kriminologie und Strafvollzugskunde an der Universität Freiburg", Kriminalitik, 11. Jg. (1957), S. 347 f. この研究所は、ヒーリク・ヴォルフによつて創設され、二著を出版した。Behrle, Die Stellung der deutschen Sozialisten zum Strafvollzug von 1870 bis zur Gegenwart (Freiburger Beiträge zur Strafvollzugskunde, hersgg. v. Wolf, Heft 1.),1931; Saam. Quellenstudien zur Geschichte des deutschen Zuchthauswesens bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts, ebenda. Heft 2. 1936.

(21) Beiträge zur Strafvollzugswissenschaft. Herausgegeben von Würtenberger und Müller-Dietz.（一九六七年以来、今日まで、七冊刊行されている）。同研究所は、犯罪学の叢書も刊行している。Kriminologie. Abhandlungen über abwegiges Sozialverhalten, hersgg. v. Würtenberger（一九六四年から、今日まで、五冊刊行されている）。

(22) 極めてアトランダムに、その標題だけでもあげておくならば、Herrmann, Anregungen für einen Beitrag der Kriminalpsychologie zur Strafvollzugsreform. MSchr. Krim. 49. Jg., 1966, S. 1 ff.,Würtenberger, Reform des Strafvollzugs im sozialen Rechtsstaat, JZ. 1967. S. 233 ff., Tiedemann, Neue Methoden im Vollzug freiheitsbeschränkender Strafen, JZ. 1967, S. 420 ff., Kaiser, Zur gegenwärtigen Lage des deutschen Strafvollzuges. Krim. 22. Jg. 1968. S. 120 ff., ders., Neue Wege im Strafvollzug. ebenda. S. 171 ff., Würtenberger, Die Reform des deutschen Strafvollzugs im Geiste des sozialen Rechtsstaates, Festschr. f. Germann, 1969. S. 309 ff., ders., Freiheit und Zwang im Strafvollzug. NJW. 1969, S. 1747 ff., ders., Akzente des künftigen Strafvollzugsgesetzes. JZ. 1970, S. 452 ff. Müller-Dietz, Konturen eines neuen Strafvollzugsgesetzes. GA. 1970. S. 257 ff., ders., Stand und Entwicklung der Strafvollzugsreform. ZRP, 1970, S. 181 ff. Schaumann, Der Auftrag des

Gesetzgebers zer Verwirklichung der Freiheitsstrafe, JZ. 1970. S. 48 ff., Schneider, Zur Strafvollzugsreform, JR. 1970. S. 281 ff.

(23) 現在は、Gesetz ではなくて、Verordnung によつて、刑の執行の内容が規定されている。注釈書として、特に、Pohlmann, Strafvollstreckungsverordnung, 4. Aufl. 1967 をあげておく。

(24) これらの人々の系譜や研究業績について、詳しくは、宮沢浩一・西ドイツ刑法学——人と業績(1)(2)、刑法雑誌一七巻一・二号、三・四号所収を参照されたい。

三　「行刑学」の体系と問題点

一　西ドイツにおいては、一九六七年に始まつた行刑法改正委員会の議事は、合理的な運用もあつて、二年乃至二年半という予定通り、[1] 一九七〇年一月に第一〇回会議をもつて終了し、委員会における実質的審議を終え、現在は、司法省行刑局において、国会に提出すべき行刑法草案の立案に当つている。詳細な議事録が一〇巻公刊され、一般の討議に委ねられていることは、毎度のことながら、現代の立法者としては誠に見事な態度であるといわねばならない。[2] 各議事録には、それぞれの審議事項について委員会の結論ともいうべき指導原則（Leitsätze）がまとめられている。従つて、これらを検討することによつて、やがて現われるべき「行刑法草案」の内容も、すでに今日の段階においてほぼ推測しうる。行刑法も、刑法改正と同様に、国民にとつて極めて重要な法律であり、関心を寄せる者の知識を集めて、より良い法律を作成しなければならない法分野である。審議において、いかなる討論が重ねられたか、その委員会を構成する委員達の知識や能力の限界はどの程度であるかという事実を、公表する意味は極めて大きい。何故なら、委員会に属さない、いわば外野の者は、自分達の寄与すべき部分に、どれだけのものが残されているかを知ることが出来るからである。余計なことに、精力を使わず、その分だけ、より良い法律を作るための努力に向けることが出来るというものである。行刑について、これまでさほど研究を重ねていなかつた者にも、内外の文献を網羅する貴重な資料が公刊されている点も、[3] 西ドイツにおける今般の行刑法改正の動向が、本物である

ことを推測せしめよう。

別稿でも指摘したことではあるが、[4] 一九六九年六月二五日の第一次刑法改正法律、同七月四日の第二次刑法改正法律の内容に、極めて重大な影響を及ぼしたといわれる刑法改正草案対案起草グループの一部は、刑法各則規定の審議と併行して、別に、行刑法制定のための小委員会を作り、行刑法に関する政府案（さきに指摘した、司法省行刑局内で作業の進んでいる行刑法草案）に対する「対案」の作成を検討中であるという。そのメンバーは、私の知る限りでは、バウマン、グリューンワルト、アルトゥール・カウフマン、マイーホーファー、ノル、シュミット、シュルツらであるという。このような企図が、いち早く実現しうるというのも、政府委員会の審議内容が公刊され、最近、続々と発表される各種の論著を手がかりとして、若手グループの意見を効果的にまとめるのに利用しえたからであるといえよう。

二　ところで、私達が西ドイツの「行刑法改正」について、検討する場合に、最も注目してよいと思われる人は誰かといえば、ザール大学のミューラー＝ディーツ[5]とゲッティンゲン大学のシューラー＝シュプリンゴルム[6]であるといってよいであろう。特に、ミューラー＝ディーツの場合は、ここ二年の間に、極めて精力的に、行刑学に関する多くの論稿を発表し、注目を集めている。立法上、欠くことの出来ない資料、内外の文献を駆使するのみならず、ドイツにおける一九世紀以来の行刑学の歴史的展開過程についても、これに正確な見通しをつけており、[7] さらには、大学における行刑学の教授内容（いわゆるカリキュラム）に対しても、極めて魅力的な要綱[8]を発表している。私の手元に集めた諸外国の文献と比較してみても、将来の行刑学の体系化に、最も重大な寄与をする人は、まさにこの学者ではないかと思われる。

学問としての行刑学を考える場合、これらの西ドイツの動向は、最も注目に価するが、勿論、その他、アメリカの学者や北欧の学者の制度論、行刑理論を参照する必要は大きい。

三　「行刑学」というのは、矯正という法的制度と矯正実務に対する綜合的な科学である。これを広義の「行刑学」と名づけるならば、さらに、行刑法に関する規範学的な検討をする部分、即ち「行刑法学」と行刑実務に対する経験科学的な研究をする狭義の行刑学とに分けて考察する必要がある。私のいわゆる「行刑法学」は、現行の「刑事法」上の「自由剝奪的な制裁」としての刑罰と処分(処分については立法論も含む)を考察の対象とする。従つて、行刑の分野における刑法上・憲法上・行政法上の問題点を規範学的に検討する。この分野においては、法治国家における「行刑法」の問題点が主題となる。

これに対して、狭義の行刑学は、存在の学たる性格を有している。ここにおいては、行刑の現実(その施設と刑務官の現状分析)を究明するとともに、受刑者(被収容者)の心理面・社会面を検討することを内容とする。[10] 狭義の行刑学は、研究対象とそれに対する研究方法の相違に基づき、さらに、行刑の現実を批判的に検討する「フィールド・リサーチ」と受刑者の処遇方法の検討を内容とする「処遇論」とに分けることが出来る。前者に関しては、拘禁中の受刑者の心理、殊に拘禁反応・人格の変容の分析(personality research)、受刑者の置かれた境遇、つまり、刑事施設の社会学的検討(institutional research)を主題とする。これに対して、後者に関して言うならば、被収容者の合理的な処遇の可能性と限界とを社会復帰という目的に照して検討する。ここでは、閉鎖社会における処遇という特殊な条件下における行為者人格に対する処遇方法の問題性を科学的に検討するものである。勿論、フィールド・リサーチと処遇論とは、併行関係にあると同時に、その知見を併せて受刑者処遇に用いることは可能であり、必要でさえある。[12]

第一の執行法に関する問題点としては、行刑委員会の審議に現われた論点を整理すると次の通りである。

行刑の使命、[13] 行刑の組織[14]

刑罰と処分(殊に保安監置)の統合、[15] 単一刑[16]

短期自由刑[17]、特別施設（若年者のための教育監置、社会治療処分など[18]）、女子に対する行刑[19]、保安監置[20]

受刑者の収容と処遇[21]、その法的地位[22]

区別と分類[23]、累進処遇[24]、開放施設[25]、帰休[26]

刑務作業と受刑者の権利（賃金制[27]）

授業・教育・自由時間[28]

教誨[29]、外部との交通[30]

所内罰と保安措置[31]、強制（武器使用を含む[32]）

施設の建築様式[33]

執行裁判所[34]など。

これらの論点についての多くの問題は、今後、一つずつ検討を加えてゆきたい。

× × ×

狭義の行刑学のテーマとしては、さし当り、次のようなものが考えられる[35]。

グループ処遇

これは少年施設、成人刑事施設を問わず、作業グループ、余暇時間のグループ、受刑者自治の問題として現われる[36]。グループ・カウンセリングの採用など[37]。又、精神病学を導入して行なう集団心理療法もこれに入る[38]。

個別治療

各収容施設内で、心理学、教育学、ソシアルワーカーなどと個人的に会話をして治療を行なうという形式をとる。精神病学者による個別治療や薬物療法もこれに入る[39]。

×　×　×

アメリカの行刑学が開発した多くの成果のうち、受刑者間でのリーダーシップ、施設のやつかい者に対する精神分析応用の研究、拘禁神経症の研究、常習犯人の所内外の態度の比較研究、長期収容者の性格特性、受刑者の価値観など、直接、受刑者自身に関する実施研究は、注目に価する。[40]

×　×　×

行刑学のフィールド・リサーチのテーマとしては、刑務所内の小グループ調査や刑務所内の役割構造とか役割葛藤の調査の問題[41]から、同種の刑務所間の比較や通常の施設と犯罪人処遇に重点を置いた施設間の比較に及ぶ広範な対象を有する。[42]社会的役割、人間的交流、刑務所の社会的構造と関連づけた地位や移動性などの刑務所の社会学的研究に重点がある。[43]

しかしながら、一方では、犯罪学、殊にいわゆる臨床犯罪学、犯罪人治療学を応用した研究、つまり、被収容者の人格構造、拘禁状況、犯罪性の間の特殊な関係についての調査も研究の対象としてとりあげられている。[44]

拘禁中、前刑中の学習活動と知能水準の関係、受刑者間のリーダーの役割と前歴、異常性格・神経症の受刑者と拘禁関係、長期受刑者とその犯罪的態度・人格構造など。

これらの研究に、さらに犯罪学、殊に犯罪社会学の研究成果を加味して、刑務所社会とその他の社会的領域との間の相互関係を分析するテーマに次のようなものがあげられる。

受刑者の家族の社会的、経済的状況、拘禁と婚姻[45]、陰語、アンコ関係、受刑者の道徳的心情、拘禁と性格異常（偏倚）、刑務官の機能と態度、受刑者と権威の問題。

そして、最も多様な面に関する研究は、処遇の方法に向けられる。

フロイド、アドラー、ユング等の深層心理学を応用したフラストレーション理論[46]、アイゼンクの行動療法[47]などを、受刑者

の治療・処遇に応用する技術、行刑官の教育にそれを応用する方法、処遇効果の測定、施設内処遇についての処遇プログラムの作成、リサーチと犯罪者処遇との関係の検討などが当面の課題であるが、それらの個別問題としては、グループ・カウンセリングの技術、分裂症の被収容者に対する心理療法、グループ心理療法、サイコ・ドラマを応用した処遇[48]、受刑者とその家族のグループ処遇、新しい処遇法を内容とする刑務官の教育、処遇に関係をもつ分野の者の協同作業とその処遇プログラムなどをあげることが出来る。

細かい論点にわたるが、例えば、グループ治療における心理的変化と行動の変化、社会病質者の処遇における統合科学的な協力の効果、治療グループ内での敵対関係と友好関係、グループ心理療法における危機状況、グループカウンセリングの処遇効果、さらには、処遇のプログラミング、施設全体のティームワークの関係、施設全体の綜合科学的処遇プログラム、施設処遇の統合科学的局面などのごとき処遇の方法論についての根本的検討や治療との関係、両者の衝突の問題等の全く基礎的な反省も、狭義の「行刑学」の科学的方法論を深く追及するためには、是非必要である。

又、いわゆる「保安処分」として、治療処分」が導入される場合、法務省系統の「治療施設」と並んで、精神病や神経症を専門に扱う厚生省系統の「医療施設」も、広い意味での刑事政策的施設として含めて考えられなければならない。この場合に、次のような論点を検討することも、重要な課題となる。

裁判上の臨床におけるグループ治療、近代的な精神病院におけるグループ治療、刑務所と治療施設との関係。

五　以上は、広義の「行刑学」を構成すべき「行刑法」に関する規範学的研究が、将来、開発してゆかなければならない問題点[50]と狭義の「行刑学」に関する経験科学的・事実学的研究の対象となるべき問題点[51]とを、全く例示的にあげてみた。

「学問としての行刑学」を樹立するためには、少くとも、以上にあげた問題点一つ一つを虱つぶしに検討してゆくことが、

今後の課題となる。本稿は、問題の所在を明らかにすることにとどめざるをえない。

(1) 一九六七年一〇月五日ボンで開催された行刑委員会の開会式後の会議で、議事要録を公刊すること、三カ月に一回、五日間の会議を開き、委員会は二年乃至二年半で仕事を終えることなどの決定をした。
委員長はハンブルク大学のジーファーツ教授、副委員長は、ブレーメンの検事総長デュンネビーアである。学者の委員に、当初、ヴュルテンベルガー（フライブルク）、ペータース（テュービンゲン）、ノル（マインツ）、シューラー＝シュプリンゴルム（ゲッティンゲン）の諸教授が任命された。又、専門員として、クレブス博士（マーブルク）とブラウ博士（ボッフム）両教授も当初から参加していた。
一九六九年冬学期に、ノルがチューリッヒ大学正教授に転じたので、そのあとに、第九回から、ミューラー＝ディーツ教授（ザール）が就任した。

(2) この議事録全一〇巻は、クレブス教授の紹介で、連邦司法省矯正局のクラウス・マイヤーと会い、その好意で、発刊のたびに空路、送られてきたものである。

(3) Hauptprobleme der künftigen Strafvollzugsgesetzgebung. Denkschrift des Fachausschusses I Strafrecht und Strafvollzug des Bundeszusammenschusses für Straffälligenhilfe. Herausgegeben von Müller-Dietz und Würtenberger, 1969 本書は、西原春夫教授からその所在の御教示にあづかつたものであり、筆者の求めに応じて、ミューラー＝ディーツ教授から送られた。

(4) カウフマン・宮沢訳・責任刑法と社会復帰、法学研究四四巻一号三四頁。

(5) ミューラー＝ディーツには、すでに引用した文献のほか、Mit welchem Hauptinhalt empfiehlt es sich, ein Strafvollzugsgesetz zu erlassen? (Gutachten C zum 48. Deutschen Juristentag, 1970; Strafvollzugsgesetzgebung und Strafvollzugsreform, 1970; Strafvollzug und Gesellschaft, 1970 がある。

(6) シューラー＝リシュプリンゴルムには、教授資格請求論文、Strafvollzug im Übergang. Studien zum Stand der Vollzugsrechtslehre, 1969 と Was stimmt nicht mit dem Strafvollzug? 1970 がある。

(7) Müller-Dietz, Strafvollzugskunde, op. cit., S. 5 ff.

(8) ibid., S. 44 ff.

(9) この点に関しては、正木亮博士の論稿が、最も参照せられるべきである。

(10) これらの点について、参考とされるべき文献に、Fragebogenenquête zur Lage und Reform des deutschen Strafvollzugs. Bericht erstattet von Müller-Dietz und Würtenberger, 1969 がある。

(11) これらの方法につき、Beobachtung und Experiment in der Sozialforschung. Praktische Sozialforschung, Bd. 2, 1956 参照。

(12) Müller-Dietz, Methoden und Ziele, op. cit., S. 520.

(13) Wenke, Möglichkeiten und Grenzen der Erziehung im Strafvollzug. Berichte, Bd. 5. 1969. S. 37 ff., Krebs, Die Aufgabe des Freiheitsent-

zugs. Bericht, Bd. 6. 1969. S. 48 ff. Würtenberger, Ziel des Strafvollzugs, ebenda. S. 72 ff.

(14) Chudoba, Zur Frage der Organisation des Strafvollzugs, Berichte, Bd. 6, S. 22 ff., Ruprecht, Organisation der Strafvollzugsverwaltung, ebnda, S. 37 ff.

(15) Dünnebier, Über die Vereinheitlichung von Strafe und Sicherungsverwahrung, Berichte, Bd. 1.1968. S. 86 ff.

(16) Peters, Diskussionsbeitrag zu dem Problem der Einführung der Einheitsstrafe. Berichte, Bd. 5. 1969. S. 129 ff.

(17) Peters, Die kurze Freiheitsstrafe, Berichte, Bd. 1. 1968. S. 58 ff.

(18) このテーマは、特に多く論じられたから、議事録掲載の順序に従う。
Mollenhauer, Erziehungsverwahrung, Berichte, Bd. 1. S. 101 ff., Munkwitz, Zur Frage der Sonder-, Bewahrungs-, sozialtherapentischen Anstalten, Berichte, B.d 1. S. 133 ff., Noll, Empfehlung zur Einführung von Sozialtherapeutischen Anstalten, Berichte , Bd. 2. 1968. S. 26 ff., Chudoba, Die Sozialtherapeutische Anstalten im Strafvollzug, ebenda. S. 37 ff., Mauch, Sozialtherapie im Strafvollzug, Berichte, Bd. 8. 1969. S. 88 ff., Venzlaff, Vorschläge über die Regelung der Unterbringung in einer psychiatrischen Krankenanstalt, Berichte, ebenda, S. 130 ff., Beyer, Leitsätze zum Thema: Besondere Regelung der Unterbringung in einer Entziehungsanstalt, ebenda. S. 148 ff.

(19) Siemsen, Besondere Probleme des Frauensstrafvollzugs, Berichte. Bd.8. 76 ff.

(20) Meyer-Velde, Besondere Regelung für den Vollzug der Sicherungsverwahrung. Berichte, Bd. 8. S. 59 ff.

(21) Feige, Die Aufnahme des Verurteilten in der Strafanstalt. Berichte, Bd. 3. 1968. S. 29 ff., Einsele, Die Behandlung im Strafvollzug, ebenda. S. 39 ff., Ruprecht, Unterbringung des Gefangenen, ebenda. S. 95 ff.

(22) Schüler-Springorum, Die Rechtsstellung des Gefangenen. Berichte, Bd. 2. S. 48 ff., Ruprecht, Die Rechtsstellung des Gefangenen, ebenda. S. 78 ff., Herzog, Die allgemeine Rechtsstellung des Gefangenen, Berichte, Bd. 5. S. 67 ff., Schüler-Springorum, Die grundrechtliche Stellung des Gefangenen, ebenda S. 74ff.,

(23) Feige, Differenzierung und Klassifizierung, Berichte, Bd. 6. 1969, S. 95 ff., Einsele. Differenzierung und Klassifizierung, ebenda, S. 116 ff.

(24) Selge, Stufenvollzug, Entlassungsvollzug, Freigang. Die Progression im Strafvollzug. Berichte, Bd. 7 1969. S. 89 ff.

(25) Krebs, Die offene Vollzugsanstalt, ebenda. S. 29 ff., Blau, Der offene Vollzug im Ausland, ebenda. S. 53 ff.

(26) Steierer, Urlaub für Strafgefangene. Berichte. Bd. 7, 1969. S. 106 ff.

(27) Schmidt, Berufliche Forderung, Arbeitsbedingungen einschliesslich Arbeitsentgelt und Arbeitspflicht, Berichte, Bd. 9. S. 27 ff., Gahlen, Gedanken zur Neuordnung des Arbeitswesens im Strafvollzug unter Einschlüß der Frage des Arbeitsentgelts. ebenda, S. 50 ff.. Kühler, Die Verwertung der für die Arbeit der Gefangenen gezahlten Vergütung, ebenda, S. 87 ff., Hauck, Zur Einbeziehung der Strafgefangenen in die

Sozial- und Arbeitslosenversicherung. Berichte. Bd. 9. S. 106 ff. なお、この問題について、詳しくは、Heising, Die Entlohnung der Gefangenenarbeit, 1968及び Koch, Gefangenenarbeit und Resozialisierung, 1969 を見よ。

(28) Selge, Unterricht, Bildung, Freizeit der Gefangenen. Berichte, Bd. 4. 1969. S. 35ff. (自由時間の問題については、Mörs, Das Freizeitproblem im deutschen Erwachsenenstrafvollzug, 1969. 参照) Kraschutzki, Fürsorgemassnahmen, die in einem Vollzugsgesetz geregelt werden sollten, ebenda, S. 51 ff., Steierer, Fürsorgenassnahmen, die in einem Vollzugsgesetz geregelt werden sollten, ebenda,S. 70 ff.

(29) Gundermann, Seelsorge, ebenda, S. 99 ff., Kühler, Seelsorge, ebenda, S. 131 ff.

(30) Steierer, Fragen der Information aus allgemein zugänglichen Quellen. Berichte, Bd. 3. 1968, S. 59 ff., Bieler, Der Verkehr der Stratfgefangenen und Verwahrten mit der Aussenwelt, ebanda, S. 80 ff.

(31) Schüler-Springorum, Hausstrafen und Sicherungsmassnahmen. Berichte, Bd. 5. 1969. S. 87 ff., Steierer, Hausstrafen und Sicherungsmassnahmen. ebenda. S. 109ff.

(32) Chudoba, Unmittelbarer Zwang. Berichte, Bd. 7. 1969. S. 134 ff., Bieler, Schußwaffengebrauch und sonstiger unmittelbarer Zwang. ebenda, S. 159 ff.

(33) Chudoba, Empfehlungen für den Bau und die Einrichtung von Strafanstalten. Berichte, Bd. 4. 1969. S.149 ff., Pauli, Die Vollzugsanstalten. Berichte, Bd. 6. 1969. S. 15 ff., Ruprecht, Innerer Aufbau der Vollzugsanstalt, ebenda, S. 152 ff.

(34) Blau, Der Vollstreckungsrichter, Berichte, Bd. 10. 1970, S. 28 ff., Thomann, Das Strafvollstreckungsgericht, ebenda, S. 67 ff., Steierer, Das vollzugsnahe Vollstreckungsgericht, ebenda, S. 122 ff.

(35) Müller-Dietz, Methoden und Ziele, op. cit., S. 523 ff. に、諸外国の事例を豊富にあげている。

(36) Driesch, Möglichkeiten und Grenzen der Erwachsenenbildung im Strafvollzug, Strafvollzug und Pädagogik, Vol. 7, 1966, Heft 4 S. 5 ff.

(37) 幸にして、わが国の少年非行研究に関しては、極めて多くのこのテーマを扱った論文が、法務総合研究所報告、家裁月報、調研紀要などに登載されている。その他、廻口幸吉編・講座少年非行第三巻所収の論文。Steiner, Schumacher, Quensel, Groupcounseling im Erwachsenenstrafvollzug—Erfahrungen aus einem Experiment, MSchr. Krim. 49.1966, Jg. S. 160 ff., 私は、別稿において、ルシュテンドゲニスター、ホーエンアスペルクなどで行われている「社会治療処分」について、特に、マウラらの論文を駆使して紹介した。精神障害者に対する刑事処分について、前出、法学研究四三巻三号九三頁以下、特に一一五頁以下。

(38) 特に、一三〇のものをあげておく。Thomann, Psychotherapeutische Behandlung von Straffälligen, Bewährungshilfe, 8. Jg. 1961, S. 330 ff., Engel, Zur Metamorphose des Rechtsbrechers, MSchr. Krim. 49. Jg. 1966, S. 151 ff.

(39) Göppinger, Möglichkeiten und Grenzen einer Resozialisierung mit Mitteln der Psychiatrie, Psychologie und Psychotherapie, Bewährungs-

hilfe, 11. Jg. 1964, S. 244 ff.

(40) Cressey (ed.), The Prison, 1961 所収の多くの論文のほか、特に、Morris, The Sociology of the Prison, Criminology in Transition, Essays in honour of Hermann Mannheim, 1965, pp. 69. が重要である。

(41) 特に、Garabedian, Social Roles in a Correctional Community, Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science, Vol. 55, 1964, pp. 338., Thomas, Role Problems of Offenders and Correctional Workers. Crime and Delinquency, Vol. 12. 1966. pp. 354., Caldwell, Group Dynamics in the Prison Community, Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science, Vol. 46, 1955/56, pp. 648. なお、これらは、Hardbordt, Die Subkultur des Gefängnisses, op. cit. に詳しく紹介されている。

(42) 例えば、Mathiesen, The Sociology of Prisons: Problems for the future research, British Journal of Sociology. Vol.17, 1966. pp. 360.

(43) Berker, The Sociology of Change in Penal Institutions, in: Kare (ed.), Changing Concept of Crime and its Treatment, 1966, pp. 139.

(44) ミューラー＝ディーツはこれらのテーマについて、それぞれ文献を詳しく引用している。Methoden und Ziele, op. cit., S. 527 ff. 参照。

(45) 特に、Morris, Prisoners and their Families, 1965 を見よ。フロイデンタールは、自由刑の純化というテーマの中に、自由刑から「家族刑」ないしは「家族に対する附随効果」の除去を主張している。この点につき、宮沢・刑事政策家としてのフロイデンタール(二)、前出五六頁参照。正木亮博士は、「刑罰公害論」といわれる。人間の復活、前出二七〇頁以下、獄窓の中の人権、前出二三五頁。

(46) 特に、Holden, Behavior and Aversion Therapy in the Treatment of Delinquency, British Journal of Criminology. Vol. 5. 1965, pp. 355 が参照せられるべきである。

(47) アイゼンク編・異常行動研究会訳・行動療法と神経症、昭和四〇年。

(48) 松村康平・矯正教育における心理劇の活用——矯正研修の技法と実践の一研究——刑法と科学——心理学医学編、植松博士還暦記念論文集、昭和四五年四〇三頁以下。

(49) これらの論点について、詳しい文献の指示を含むミューラー＝ディーツの前出論文五三一頁以下参照。

(50) わが国における最近の文献のうち、朝倉京一・新らしい矯正処遇の方法、刑法と科学、前出心理学医学編三六一頁以下参照。

(51) 奥沢良雄・日米矯正技術の比較——その背景の考察——刑法と科学、前出三七七頁以下参照。

四、行刑学の「講義」案

以上、「行刑学」を学問として推進する必要性を述べ、その場合に究明すべき諸論点について若干の問題を提示した。「行刑学」が、「学問」として体系化されるためには、刑事法学におけるその位置決定を明確にする必要があるが、殊に、

事実学としての犯罪学、政策学としての刑事政策学と本稿にいう「行刑学」との関係を明らかにする必要性は大きい。さらに、「行刑学」には、規範学的側面について検討すべき「行刑法」の面（例えば、受刑者の法的地位、行刑の実施面での諸類型・諸段階の区別など）と、「行刑」の現実的側面を経験科学的に検討すべき、狭義の「行刑学」の面とがあるから、前者については、特に刑事実体法・手続法との関連を究明する必要がある。しかも、「行刑」は、近代から現代へ、[1] ヨーロッパのみならず、英米、オーストラリアに[2]発達した種々の刑事政策上の制度改革の所産が継承され、集約された「文化財」たる内・外[3]の[4]「行刑思想」をふまえて、今日から明日へと飛躍しなければならない分野である。だから、この学問は、国際的動向をも含む、極めて広範な研究対象を有するものと言わなければならない。学問としての「行刑学」を体系立てて講義をするためには、次のようなカリキュラムを編成し、それぞれのテーマについて、充分な資料的裏づけをはかるよう努力すべきであろう。

行刑学の講義（案）

一、序説

1　行刑学の意義と対象

2　行刑学の体系

イ　全刑法学における位置づけ

ロ　刑事政策の体系における位置づけ

3　行刑学に関する内外の文献

付　立法資料と各種統計

4　行刑と行刑学の歴史

イ　中世以前の自由刑類似の制度
ロ　中世の自由剝奪刑
ハ　自由刑の成立と発展
(1)　オランダにおける自由刑の発祥
(2)　一九世紀までの自由刑の展開
(3)　新派刑法学と自由刑
(4)　日本における自由刑の展開
ニ　自由刑の近代化に貢献した人々
(1)　外国
(2)　日本
ホ　自由刑の発展と国際会議
ヘ　外国の行刑
5　文献と立法資料
6　現代の行刑
(1)　西欧及び北欧
(2)　東欧
(3)　英米（カナダを含む）
(4)　中南米

(5) アジア

本　論

二、行刑法

一、現行法上の自由剥奪的処分

1　今日の行刑の規範的側面

(1) 法源

(2) 立法問題

2　行刑の組織と現状

(1) 行刑における行政上の問題点

(2) 三権分立と行刑

(3) 施設の面から見た行刑の現状

(4) 刑務官の面から見た行刑の現状

(5) 行刑に対する公衆の参加

3　行刑の法的規制

(1) 行刑の目的

(2) 国家と受刑者の間の権利・義務関係

(3) 受刑者の法的地位

イ、実体法

収容、健康管理、報償金制と賃金制、自由時間、教養、社会的扶助、教誨、外部との交流、戒護と懲戒

ロ、手続法

受刑者の異議申立て、救済、援助

(4) 個々の執行形式

(イ) 受入れと釈放

(ロ) 累進処遇

(ハ) 閉鎖・半開放・開放処遇

(ニ) 婦人の施設

(ホ) 少年の施設

(5) 社会復帰処分の執行形式

(イ) 治療施設

(ロ) 禁絶施設

(ハ) 社会治療施設

(ニ) 婦人補導院

(ホ) 少年院

(ヘ) 更生保護制度

二、日本における立法作業と行刑

1 明治期

2　大正期
3　仮案
4　刑法改正準備草案
三、行刑学
一、行刑学と犯罪学
二、行刑に対する社会科学の意義
三、行刑学における犯罪学的研究の応用
1　統合科学としての犯罪学の成果とその利用
2　犯罪学研究ティームの協力
四、従来の研究成果の蒐集と評価
五、拘禁の心理・社会的構造
1　心理現象としての拘禁
2　プリズン・コミュニティーの研究
3　拘禁の効果測定
(イ)　施設内における態度の判定
(ロ)　釈放後の再犯（因子の分析）
(ハ)　社会的影響
六、行刑と刑事政策

1　行刑の現状分析と将来の刑事政策

2　行刑の人道化、社会化、合理化

(イ)　人間存在の社会心理的・人類学的最低条件の探求（人道化）

(ロ)　行刑目的の実現のための社会心理学的要因の探求（社会化）

(ハ)　自由剝奪の必要性とその限界（合理化）

3　刑罰制度、社会復帰処分制度における帰結

四、行刑の法哲学

(1)　この問題について、Krebs, Die Forschungen Robert von Hippels über die Entwicklung der modernen Freiheitsstrafe und ihre Bedeutung für das deutsche Gefängniswesen. ZStrW. Bd. 79, 1969, S. 1 ff. が参照せられるべきである。

(2)　オーストラリアにおいて、流刑地の受刑者に現代的な自由刑の執行を実施したマコノキーの業績について。Barry, Alexander Maconochie of Norfolk Island. A Study of a Pioneer in Penal Reform, 1958.

(3)　わが国の行刑近代化に貢献した人々について、雑誌「罪と罰」第二巻第一号より連載の「日本刑事政策史上の人々」は、誠に重要な仕事である。

(4)　フランツ・フォン・リストの重大な意義については、全刑法雑誌八一巻三号に特集が出た。特に、Bockelmann, Franz von Liszt und die kriminalpolitische Konzeption des allgemeinen Teils, ebenda. S. 597 ff. Roxin, Franz von Liszt und die kriminalpolitische Konzeption des Alternative-Entwurfs, ebenda, S. 613 ff. は重要である。

(5)　Conrad, Crime and its Corrections. An international survey of attitudes and practices, 1965 参照。なお、正木亮・国際監獄会議、法務総合研究所研究部資料18、一九六六年は、自由刑の発展に対する国際会議の推進力を余すところなく記述している。

五　むすび

以上、今日の行刑の実態を研究対象とする「行刑学」の研究の必要性を指摘し、その学問の対象範囲を明らかにし、今後の研究内容の素描を試みた。勿論、このような広範な学問について、限られた個人の能力で、何時、一応の見通しをつけうるかは、充分の確信を持つて答えることが出来ないが、少くとも、今後、私の研究の方向を示めすものであるということは言える。これは実は、本稿を捧げる宮崎澄夫教授から頂戴した私の生涯のテーマなのである。犯罪対策の全体を見通す実践面と理論面の研究を集大成し、分析し、その成果に国際的な視野を加味して、単に、行刑の現状批判に終るのではなくて、併せて、将来の行刑の形成に寄与し、理論家にも、実務家にも行刑の重要性と行刑改革の方向を提示することに、これから全力を傾けてみたい。学生に、行刑に対するこのような包括的な洞察を提示することも、殊に重要である。刑罰は、エベルハルト・シュミットも言うように[1]、決して理論の問題ではないということ、知つてもらうためにも、今日の行刑の現実に目を向けしめなければならない。

学生ばかりではない。行刑、その法的および社会的意義について充分な知識を持たなくては、将来の刑事裁判官、検察官、弁護士は、よくその任務をはたすことは出来ないであろう[2]。ところが、大学の法学教育においては、犯罪論の体系、犯罪構成要件の解明といういわゆる解釈論にその重点が依然として置かれているのである。ドレーアーの言うように[3]、「刑法上の制裁とその正しい適用に帰せられるはずの重点は、看過されている」のである。このような態度を依然としてとり続け、刑法や刑事訴訟法の理論という象牙の塔に身を投じることで満足しつづけるならば、我々の学問は、結局、結果的には国民にとつて禍となる「刑事法学」という宿命を免れることは出来ない。何故なら、刑法や国家の刑罰的な干渉は、一定の態度の可罰性、刑罰の重さの研究で終わるべきではなくて、それは、物事の端初乃至は中途であつて、刑罰本来の完結は、執行

が、真に受刑者の人権を充分考慮して正しく行われているものであるか否かの判断が加えられてはじめて実現する筈だからである。[4] この最後の部分を度外視する「刑事法学」は、治療法を論じあい、メスで患部を切開し、そこで仕事が終つたとして、傷口の縫い合わせも、細菌の侵入に対する処置も怠る外科医と同じ役割を演じることになるからである。[6]

× × ×

恩師宮崎澄夫教授の御退職に当つて、本稿のごとき、全くのプログラム的な小論を捧げた理由は、私なりの決意を披露することによつて、多年にわたる先生の御指導に応えたいと思つたからである。小じんまりとまとまつた論文をもつて、御送りすることをはばかる気持が、このような漠然とした小論を発表させてしまつた。宮崎先生は、御自身では、刑罰の本質について、かなり強い応報刑の思想を持つて居られ、御著書にもその趣を明記して居られるが、[6] 他方では、行刑の実態について、もつと実証的・科学的な研究を加えるべきであるという考えも持つて居られる。「頭で、いくら立派な理屈をこしらえても、犯罪人を少くし、受刑者を良い人間にすることなど、出来はしない。刑事施設の合理的運用、犯罪人の科学的な処遇をめざして、今の刑事政策が、より現実的に、より効果的に作用するようにするためには、どうすれば良いかを、各国の例などを検討して、地道に研究してみなさい」という御言葉は、折にふれて私の心をゆさぶり、いわば研究態度の反省の糧であつた。機会あるごとに、出来るだけ小まめに、施設を見て歩いた自分は、結局、意識してはいなかつたが、此の先生の御指示を実践していたように思う。これまで、自分なりに、刑事政策に関する文献をかき集めていたつもりであるが、今、こうして、先生の御退職にあたつて捧呈する小論をまとめる段階になつてみて、その助言と指導によつて、実は、方向づけられていた自分を改めて思いかえすことしきりである。

自分に対して宿題を課すというよりは、今後、この方向で進むことが、先生の御指示に応える自分なりの解答であつて、この線を推進して、やがては日本の行刑に何等かの寄与をはたすことが出来る筈であるという、私なりの設計図を御覧に入

れて、今後の御教導を仰ごうと請い願うものである。先生には、此の三月限りで、慶應義塾の正教授から、御退任なさることになるが、今後とも、此の迷うことのみ多い不肖の弟子の歩みを、御導びき下さるように、心から御願いするものである。

（1）Eb. Schmidt, Vergeltung, Sühne und Spezialprävention, ZStrW. Bd. 67, 1955, S. 178.

（2）Müller-Dietz, Strafvollzugskunde, op. cit., S. 51.

（3）Dreher, Gedanken zur Strafzumessung. JZ. 1968. S. 214 もつとも、ドレーアーの指摘は、行刑を念頭に置いてのことではなくて、刑の量定を意識している。しかし、事柄の実質は、同じである。

（4）Müller-Dietz, op. cit., S. 52.

（5）これは、フロイデンタールの言葉である。もつとも、彼は、釈放後の受刑者の保護を考えない自由刑の執行の在り方を批判する言葉として、本文のような発言をした。宮沢・刑事政策家としてのフロイデンタール（一）、前出法学研究四三巻九号四七頁以下、五九頁。

（6）宮崎澄夫・刑法総論、昭和二五年、三二頁。

（一九七〇・一二・二〇了）